

## 農業集落排水施設使用料および下水道使用料の減免

農業集落排水施設を使用している世帯や、公共下水道に接続している世帯（水道水と井戸水を併用している世帯を含む）は、住民登録がされている方の人数等により使用料を算定しておりますが、学校等への進学や長期の入院、老人保健施設等の入所等により、住民票が異動できない理由で不在になる場合には使用料の減免を受けることができます。

該当する世帯は、減免申請書およびその他必要書類を提出する必要があります。

## 水道メーターの交換

上下水道課 下水道G  
☎(84)33346（直通）

水道メーターは、計量法により定期的に交換することが定められています。水道メーターの交換は、町が発行した受託証明書を持った指定水道工事店が行います。また、対象となるご家庭には、事前にハガキにて通知

いたします。  
なお、作業時の立会いは必要ありませんが、作業員が敷地内へ立ち入りますので、ご理解とご協力を願いします。  
○作業期間  
10月11日（金）～22日（火）  
○交換費用 無料  
○お願い  
作業等に支障がありますので、メーターボックスおよび止水栓の上には物を置かないでください。  
○お問い合わせ  
上下水道課 水道G  
☎(84)30000（直通）  
古河消防署 五霞分署  
☎(84)0628



## 消火栓の点検を行います

消防署では、火災などの災害に備えて、水道管に設置された消火栓の点検を行います。

点検は、災害時に迅速に対応するためには不可欠なものですが、みんなのご理解とご協力を願いします。点検の際に消防栓を開くため、ごく稀に水道の間蛇口を開けておくことで漏水が漏ることがあります。少しの間蛇口を開けておくことで漏りは解消されます。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)00006（直通）

## ヘルプマークを見かけたら？

ヘルプマークは、思いやりや手助けが必要なことが外見から分かりにくい方のためのしるしです。ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

○届出の必要な面積  
市街化区域2,000m<sup>2</sup>以上、市街化区域以外の都市計画区域5,000m<sup>2</sup>以上、都市計画区域外の区域10,000m<sup>2</sup>以上

○届出の必要な取引  
売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の設定又は譲渡等

○届出期限  
契約締結日を含めて2週間以内

※詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

○提出先・お問い合わせ  
都市建設課 市街地整備推進室  
☎(84)33347（直通）

## 道路工事を実施します

町道の修繕工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

○工事箇所  
冬木地内  
(株)五霞建設

○工事期間  
11月上旬まで

①町道3号線道  
路修繕工事

○工事箇所  
冬木地内  
(株)五霞建設

○工事期間  
11月上旬まで

②町道56号線  
人道橋設置工事

○工事箇所  
小福田地内  
(株)青木建設

○工事期間  
11月上旬まで

（左）工事箇所  
●工事箇所  
●小福田地内  
●マリエチ運輸(有)  
●五霞町役場  
●小福田生活改善センター

（右）工事箇所  
●工事箇所  
●南山下工務店  
●株五霞建設  
●山下板金工業(株)

○実施期間  
10月1日（火）～3月31日（月）

○実施箇所  
五霞町全域

○お問い合わせ  
上下水道課 水道G  
☎(84)30000（直通）  
古河消防署 五霞分署  
☎(84)0628

10月は土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。  
一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、市町村に届出を行なう必要があります。

10月は土地月間です！  
土地取引の後には届出を！